

高額医療・高額介護合算療養費制度

問 市民課

☎ 62-1233

長寿政策課

☎ 62-1234

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用し、世帯の年間の自己負担が著しく高額になり限度額を超えた場合に、**申請により**その超えた金額を医療保険、介護保険からそれぞれ支給するものです。

対象期間 令和6年8月1日～7月31日（1年間）

70歳以上の方の自己負担限度額

適用区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険
現役 並み 所得 者	III 課税所得 690万円以上	212万円
	II 課税所得 380万円以上	141万円
	I 課税所得 145万円以上	67万円
一般 I・II		56万円
区分II		31万円
区分I		19万円

適用区分		国保または被用者保険 + 介護保険 70～74歳の方がいる世帯
現役 並み 所得 者	III 課税所得 690万円以上	212万円
	II 課税所得 380万円以上	141万円
	I 課税所得 145万円以上	67万円
一般		56万円
区分II		31万円
区分I		19万円

70歳未満の方の自己負担限度額 <国保の場合>

所得区分 ※世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額		自己負担限度額
ア	901万円超	212万円
イ	600万円超～901万円以下	141万円
ウ	210万円超～600万円以下	67万円
エ	210万円以下	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円

※被用者保険の方は、所得区分の基準が異なりますので、詳しくは、各医療保険者にお問い合わせください。

対象者 医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、その合算額が自己負担限度額を超えた世帯

※支給額500円以下は対象外

※自己負担額は高額療養費・高額介護サービス費等の適用後の金額で計算

※国民健康保険と後期高齢者医療等、異なる医療保険間の合算不可

申請 対象年度の7月31日時点で加入している医療保険者に申請

国民健康保険・後期高齢者医療の対象者には通知を送付します。被用者保険の方は長寿政策課が発行する「介護保険自己負担額証明書」が必要です。

詳しくは各医療保険者へお問い合わせください。

介護予防A 口座振替開始

問 長寿政策課

☎ 62-1234

宿毛市シルバーパートナーセンター

☎ 79-0243

要支援1・2の認定を受けた方などを対象に、掃除や買い物などを手伝う「訪問型サービスA」の自己負担金が口座振替でお支払いができるようになります。サービスご利用や口座振替をご希望の方はお問い合わせください。

【口座振替導入開始月】令和8年1月

提出書類

- 宿毛市介護予防事業等自己負担金預（貯）金口座振替支払いに関する届書
- 口座振替依頼書

提出先 長寿政策課

